

IV. 山形県の最低賃金

あなたの街の 最低賃金 はいくら!?

最低賃金とは、国が法に基づいて定める賃金の最低額です。

2018年
10月1日から

山形県の
地域別最低賃金は

763 時給
円

午後10時～午前5時に
勤務する場合
深夜割増25%を加算

954 時給
円

深夜 時間外 休日 に働くと、
割増賃金が適用されるケースがあります。



なんですって!?

それ、本当なの?

都道府県
ごとに
毎年見直し



下回ったら
法律違反!

会社には、最低賃金以上の賃金を支払う義務があります。この額を下回ると法律違反です。下回った場合、その差額を請求できます。

業種によっては
より高い
最低賃金が
適用される
場合も!

派遣先の最低賃金を適用



派遣で働く方には、派遣元ではなく、派遣先の最低賃金が適用されます。

まずは裏面で
チェック!

詳しくは
ご相談を!

クラシノ
ソコアゲ
応援団!

RENGOキャンペーン
一人ひとりが主役です。

おかしいな?と思ったら「**なんでも労働相談ダイヤル**」へ

連合山形  **0120-154-052**

〒990-0044 山形県山形市木の実町12-37 大手門パルズ内

県内6ヶ所に地域協議会があります。お気軽にお電話ください。

連合山形酒田飽海地域協議会 ☎0234-24-5505
〒998-0858 酒田市緑町19-10 労働センター内

連合山形新庄最上地域協議会 ☎0233-23-1515
〒996-0084 新庄市大手町2-60 大手会館内

連合山形地域協議会 ☎023-622-0551
〒990-0044 山形市木の実町12-37 大手門パルズ内

連合山形鶴岡田川地域協議会 ☎0235-25-8605
〒997-0033 鶴岡市泉町8-57 鶴岡市労働センター内

連合山形北西村山地域協議会 ☎0237-53-2005
〒995-0033 村山市横岡新町2丁目12-7 しらかべビル2F

連合山形置賜地域協議会 ☎0238-23-0551
〒992-0042 米沢市塩井町塩野1-1 勤労者福祉会館2F

あなたの給料が 最低賃金を クリアしているか

チェック!



STEP 1 確認

給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当（精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く）です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象

基本給 + 諸手当*

※精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く

対象
でない

•ボーナス •残業代 •精皆勤手当
•通勤手当 •家族手当 •その他臨時の手当

STEP 2 比較

1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。就業規則や契約書等からわかります。それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

時給の人 時給額 そのままでOK!

日給の人 日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

週給の人 週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

月給の人 月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

歩合給の人 連合「なんでも労働相談ダイヤル」にご相談ください。

STEP 3 相談

自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう。
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ダイヤル」へ電話してみましょう。
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。

「最低賃金よりも低い!?」「おかしいな?」と思ったら
「なんでも労働相談ダイヤル」へ!



連合本部



連合山形



連合山形



0120-154-052

いごよれんごに